

仕様書

1 件名

令和6年度 GRAND CYCLE TOKYO 実行委員会等事務局運営補助業務委託

2 履行場所

GRAND CYCLE TOKYO 実行委員会が指定する場所

3 契約期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

4 目的

本委託業務は、GRAND CYCLE TOKYO に係るイベント等を推進する GRAND CYCLE TOKYO 実行委員会（以下「委託者」という。）等の事務局運営を補助するなど、実行委員会の円滑な運用を行うことを目的とする。

5 通則

- (1) 受託者は、本業務を実施するに当たり、委託者と詳細に協議を行い、委託者の承認を受けて、作業を進めるものとする。また、本仕様書の解釈に疑義が生じた場合には、その都度、委託者と協議の上、決定するものとする。
- (2) 受託者は、本事業の実施に当たっては、サステナビリティに配慮し、事業に伴い発生した廃棄物等は最大限リサイクルするなど、環境への負荷を最小限にするよう努めること。また、東京都グリーン購入ガイド（2023年度版）の基準を満たすこと。なお、プラスチック素材（塩ビ加工を含む）を使用したものを作成・使用する場合には、委託者と協議の上、決定することとする。
- (3) 受託者は本事業の効果を最大化するため、別に委託する以下の GRAND CYCLE TOKYO に係る受託者と必ず連携を図ること。

ア 令和6年度 GRAND CYCLE TOKYO レインボーライド・マルチスポーツイベント実施計画策定支援及び運営委託

イ その他 GRAND CYCLE TOKYO に係るすべての受託者（THE ROAD RACE TOKYO 運営委託等）

6 支払方法

業務完了後、委託者が履行を確認した後、受託者からの適法な請求書に基づき、一括で支払う。

7 委託内容

(1) 運営補助業務

ア 実行委員会現地視察補助業務

実行委員会現地視察の円滑かつ適正な運営のため、日程等調整、スケジュール管理、会議室確保、資料作成等の運営準備、現地視察当日の運営（出席者への飲料提供含む）、議事録・議事要旨作成及び現地視察の際の移動手段手配（マイクロバス等）・企画運営等を行うこと

現地視察は臨海部・多摩各1回程度、参加人数は約20名と想定すること。

イ 謝金支払い、税務処理及び議事録作成等業務

各実行委員会委員等に対する謝金、打合せ時の交通費等の支払いや源泉徴収税額支払い等の税務関係処理、税務関係業務に関する事項について翌年度業務のための引継や、各実行委員会当日の議事録の作成を行うこと。なお、謝金等の支払いに関しては、原則として各委員会等の開催日の翌月末までに支払いを行うこと。（実行委員会等の開催予定は別紙1の通り。）令和5年度の実行委員会の開催実績は下記URL (<https://www.sports-tokyo-info.metro.tokyo.lg.jp/seisaku/grand-cycle-tokyo/>) に掲載している。

なお、実行委員会等の開催回数が予定数に満たない場合は契約変更を前提に減額協議を行うこととする。

ウ 会計士等相談業務

実行委員会の運営に係り、公認会計士等の助言が必要となった場合に、相談機会を設けること。相談回数は1回1時間、年5回程度を予定すること。

(2) 調達等に関わる助言等の実施

イベントで必要となる調達物の種類や価格、量などを把握するため、実行委員会で調達計画を策定予定である。受託者は、公認会計士等に依頼し、調達計画に記載の調達物の価格等が、イベントを実施する上で適正な価格等になっているかなどについて、過去の類似のイベント等における調達単価や一般的な流通価格を調べて参考とし、確認・助言等を実施すること。確認回数は計1回程度・確認項目は10項目程度とする。

なお、本受託者（それぞれの関係会社含む）は、GRAND CYCLE TOKYO 実行委員会が別途発注する契約案件には応募できないこととする。

8 成果品

(1) 成果品及び提出期限

業務実施に係る報告書 電子データ一式

提出期限：令和7年3月31日（月）

(2) 納入先

GRAND CYCLE TOKYO実行委員会

（東京都生活文化スポーツ局国際スポーツ事業部内）

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

(3) 電子データの提出は以下によること

ア 委託者の端末（OS：Windows）で表示可能なものとする。

イ 電子データは、文章については、ワープロソフト（Microsoft社Word シリーズ）、計算表等については、表計算ソフト（Microsoft社Excel シリーズ）で編集可能な形式とすることを基本とする。また、CADデータについては、フリーCADソフト（Jw_cad）により編集可能な形式とする

ことを基本とする。

ウ 格納媒体はCD±R (RW) 又はDVD±R (RW) を基本とする。また、収納ケース、CD±R (RW) 又はDVD±R (RW) 等に、委託年度及び委託件名等を付記すること。

エ ファイル名はその内容を示す分かりやすいものとし、ファイルリストも添付すること。

(4) 成果品の納入後、内容に不備等があった場合は、速やかに受託者の負担で修正等を行うこと。

9 機密の保持

(1) 受託者は、本業務で得られたデータ等を目的外に使用してはならない。

(2) 受託者は、本業務で得た画像等の使用、保存処分等に当たっては、細心の注意をもってあたり、絶対に外部に漏えいすることのないよう、秘密の保持に万全を期すこと。

(3) 受託者は、委託者から開示された秘密情報を秘密として保持し、事前に委託者の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示又は漏洩してはならない。

(4) 受託者は、委託者から開示された秘密情報を知得した自己の役員又は使用人（秘密情報を知得後退職した者も含む。）に対し、本契約に定める秘密保持義務の遵守を徹底させるものとする。

(5) 受託者は、委託者から開示された秘密情報の秘密を保持するため、当該秘密情報の一部又は全部を含む資料、記録媒体及びそれらの複製物等について、秘密が不当に開示又は漏洩されないよう他の資料等と明確に区別を行い、管理しなければならない。

(6) 委託者は、受託者が秘密保持に関する義務違反又は義務を怠った場合、受託者に対して契約書等にある契約解除及び損害賠償等の措置を行うものとする。

10 個人情報の取扱い

委託者が貸与する資料に記載された個人情報及び業務に関して知り得た個人情報は全て委託者の保有個人情報であり、委託者の許可なく複写、複製又は第三者へ提供してはならない。委託期間の満了後は、東京都保有個人情報が記載された資料（電子媒体に記録されたものを含む。）を委託者に返却するものとする。

11 一括再委託の禁止

受託者は委託の履行に際し、委託内容の全部又は主要部分を一括して第三者に委託することができない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得たときは、この限りではない。「主要部分」とは、業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理をいい、受託者は、これを再委託することはできない。

受託者は、前項に規定する業務及び簡易な業務を除く業務の一部を再委託するに当たっては当該業務の遂行能力を有する者の中から選定しなければならない。また、再委託先（以下「協力会社」という。）が東京都の競争入札参加有資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。

受託者は、協力会社が委託者の競争入札参加有資格者でない場合、委託者の契約から排除するよう警視庁から要請があった者でないことを確認する。

12 環境により良い自動車利用

本契約の履行にあたって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

(1) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成 12 年東京都条例第 215 号)第 37 条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。

(2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成 4 年法律第 70 号)の対策地域内で登録可能な自動車であること。

なお、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

13 担当

GRAND CYCLE TOKYO 実行委員会事務局

(東京都生活文化スポーツ局国際スポーツ事業部国際大会課内)

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 東京都庁第一本庁舎 14 階南側